

## 杉浦大黒屋の別家制度

— 明治期における変化とその要因 —

植田知子

京都の呉服商杉浦三郎兵衛家（屋号、大黒屋。創業寛文三年（二六六三））では、初代の頃から別家制度が採られたと見られるが、それは明治期にも維持され続けた。小稿は、明治期に別家制度を廃止した商家があるなかで大黒屋がどのように別家制度を維持し、また、別家制度の中身がどのように変化したのかを考察したものである。今回検討した結果からは、学校教育の普及や徴兵制による影響が大黒屋の雇用や昇進面に及んだことがうかがえ、それらが「登り」の制度の形骸化と、別家の若年化をもたらした一因であることが見えてきた。

はじめに

近世の商家において店制の中心をなした別家制度は、幕末・維新期の社会情勢や経済状況の変化に伴って維持・存続が困難となり、商家ではその廃止が急がれた。しかし、明治期に制度を廃止した商家がある一方で、明治以降も制度を存続し続けた

商家もあり、その廃止時期や廃止に至るまでの過程は一様ではない。

小稿で取り上げる大黒屋杉浦三郎兵衛家は、寛文三年（二六六三）創業の京都の呉服商である。同家では初代の頃から別家制度が採られていたとみられ、それ以降明治期も維持されて、現時点では大正後期<sup>①</sup>に制度が存続されていたところまで把握している。この間、別家制度の中身は大黒屋の経営の進展に伴って変化した。江戸期に見られた変化としては、二代目の頃に別家を許されることは「暖簾分け」（＝独立自営）を意味したが、四代目の頃になると勤番として店舗の管理・監督業務に就くことが義務付けられ、家業を営むには一定の条件を満たす必要があった点などがあげられる<sup>②</sup>。小稿は明治初期（明治一六年<sup>③</sup>）まで進めてきた同家の別家制度研究を明治中後期（一七〜四五）まで広げ、明治期における同家の別家制度の変化について

検討したものである。

検討の基礎史料には、同志社大学経済学部所蔵の杉浦三郎兵衛著『日記』（以下、文中で『日記』と記した場合はこれを指す）を用いた。『日記』を記した杉浦三郎兵衛とは大黒屋の歴代当主が名乗った名前<sup>4</sup>で、当該時期（明治一七〜四五年）は九代杉浦利貞から一〇代杉浦利拳<sup>5</sup>の代に当る。『日記』の内容は杉浦家内<sup>6</sup>の諸事全般及び、大黒屋の店務記録を中心とし、さらに九代杉浦利貞が一時期上京区長<sup>5</sup>を勤めていた関係上、京都市政に関連した記述も見られる。なお、『日記』は横長帳で一年分が一〜六月と七〜二月の二冊からなっているが欠冊<sup>6</sup>している箇所があり、その部分は別資料<sup>7</sup>で補足した。ただし、それも不可<sup>8</sup>能な箇所があることを予め断わっておく。

### 一 奉公人について

#### 1 店舗と奉公人の種類

まず、大黒屋の店舗と奉公人について紹介しておこう。大黒屋は、江戸期には京店（本店）・江戸石町店・江戸本所店・岐阜店・大坂店の五店舗を設けていた。しかし、明治四年に岐阜店、同九年に東京本所店、明治初期に大阪店<sup>8</sup>を閉店し、その後は京都店を本店、東京石町店を支店とする二店舗体制<sup>9</sup>がとら

図1 江戸期～明治期の職階

|      |    | 職階                          |
|------|----|-----------------------------|
| 別宅   | 別家 | 勤番頭 (1名)                    |
|      |    | 本勤番                         |
| 住み込み | 手代 | 准勤番                         |
|      |    | 支配役 (1名) → 明治14年改正番頭 (のち店頭) |
|      |    | 支配加役 (1名)                   |
|      |    | 平手代                         |
|      | 若手 |                             |
|      | 小者 | 元服                          |
|      |    | 半元服                         |

注) 支配役から番頭 (のち店頭) への職階の変更は、明治14年11月24日に決し、明治15年1月から実施されたと見られる。

#### 2 職階の変化

図1は、江戸期〜明治期の店表の奉公人（明治期以降は店員と呼ぶ）の職階を示したものである。支配役は店の責任者、支配加役はその補佐役で各店舗に各一名が配置された。若手は元

れることになる。これらの店舗には江戸期・明治期とも、店表<sup>10</sup>と店裏<sup>11</sup>に職種の異なる奉公人が存在した。店表の奉公人とは商いに携わった丁稚・手代を指し、店裏<sup>10</sup>の奉公人とは商品の荷造りや台所を担当した下男（裏男とか、明治以降は下僕とも呼ばれた）を指す。大黒屋では規定の年限を勤め上げた下男には裏別家となることを許したが、店表の奉公人とは雇用形態や別家としての処遇などが異なるため本稿の検討からは除いた。

配加役はその補佐役で各店舗に各一名が配置された。若手は元

服を済ませた「初登」前の一六〜二〇歳位（年齢は数え年。特に説明を加えない限り以下も同様）の者、小者（あるいは子供）は入店から元服前までの一、二〜一五歳位までの幼少奉公人を指す。

右のほかに、支配役を退役して別家を許された者のうち数名が勤番を命じられ、各店舗の管理・監督業務に従事した。大黒屋では京店（本店）が全体を統括し、さらに京店が京・岐阜・大坂店を、江戸石町店が石町・本所店を分掌する体制をとっていたため、勤番も京店に三名、江戸石町店に二名（明治期には三〜四名に増員）、江戸本所店に二名、岐阜店と大坂店には各一名が配置されていた。さらに、京店と江戸石町店の勤番は本勤番と准勤番（助勤番、勤番助役などとも呼ばれた）で構成され、本勤番の中で最も老練な勤番一名が勤番頭（勤番正頭とも呼ばれた）を務めた。

これら奉公人の職階は、支配役・支配加役以外は江戸期以来変更されていない。支配役については明治初年頃から手代数減少のため選任することが難しくなり、明治初年の京都店では一時期勤番が支配役を兼任した。手代不足は東京石町店も同様で、そのため大黒屋では明治一四年に、従来の支配役に替えて手代頭を「番頭」（のちに店頭）と称して店の責任者とすることに決した。そして、一定の年数を勤めた番頭には従来の支配役退役

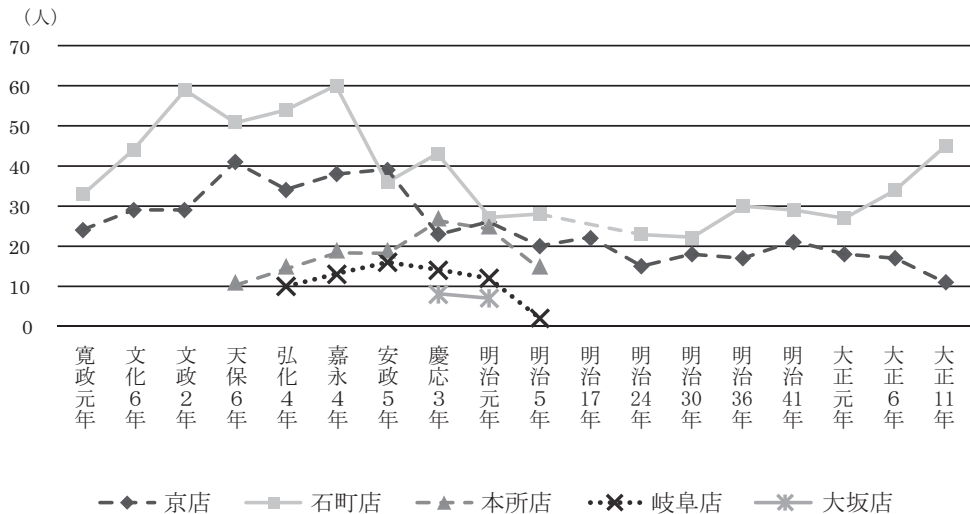
者と同様の処遇を与えることとした。<sup>①</sup> 支配加役については新たな職名も見当たらず、ここから判断して番頭の新設は支配加役を格上げする措置であったと思われる。

### 3 奉公人数の変化

職階を変更しなければならぬほどの手代不足とは一体どのような状態であったのだろうか。表1は、寛政元年〜大正一一年までの奉公人数（店表のみ。店裏は含まず）の変化を示したものである。大黒屋の奉公人に関する基礎帳簿の類は現存しないため、表1の奉公人数は杉浦家の諸行事の記録<sup>②</sup>によった。また、明治六〜二三年の間はそれらの中に適当なものがないため、『日記』から店員数が確認できた京都店のみ明治一七年の店員数二二名を表に加えた。

奉公人数が最大の時期は嘉永〜安政期頃で、嘉永四年の総奉公人数は一三〇名（内訳：京店三八・石町店六〇・本所店一九・岐阜店一三）である。これが明治元年<sup>(1868)</sup>には九七名（内訳：京都店二六・東京石町店二七・東京本所店二五・岐阜店一二・大阪店七）に減少する。そして、明治初期に岐阜店・東京本所店・大阪店を閉店したあとは京都店と東京石町店の二店舗となり、店員数も両店合わせて四〇〜五〇名ほどに落ち込んで、その状態は三〇年半ばまで続く。

表1 大黒屋の奉公人数の推移 (店表のみ)



出所) 京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」(各年で使用した個々の文書名は本文の注12)。なお、明治17年の京都店の店員数は『日記』による。

店員数の減少は単に人手不足として片付けられるものではなかった。その理由は減少が手代層に偏っておこっていたことにある。詳しく見ていくと、江戸後期〜明治初期の京店(京都店)の奉公人数を手代(元服を済ませた者)と小者(元服年齢に達しない者)に分けた場合、江戸後期(享和三年〜安政二年)<sup>18, 3, 18, 5, 5</sup>には両者の割合が一对一〜二対一で、なかには三対一程度の時もあり、手代数はほとんどの時期で小者の数を上回った。<sup>13</sup>これに対し、明治初期の両者の割合は一対二(例えば、明治五年二月には手代七/小者一三)と小者の数が手代を上回り、特に明治中後期には後述(三節の1)するように元服年齢が二歳程度上昇した影響もあって一对三(例えば、明治二六年には手代五/小者一四)まで差が開いた時期も見られる。手代の数が多ければよいというわけではないが、大黒屋の経営規模<sup>14</sup>からみても明治期の手代数は決して十分な数とは思えない。では、当時の雇用状況はどうかであったのであろうか。

## 二 雇用状況の変化

ここでは大黒屋の雇用状況に関する江戸後期(天明二年<sup>17, 8, 2</sup>〜天保一二年)<sup>18, 4, 15</sup>・幕末期(嘉永二年<sup>18, 4, 9</sup>〜慶応二年)<sup>16, 6, 16</sup>・明治初期(明治三年<sup>18, 7, 0</sup>〜一六年)<sup>17</sup>の調査結果を、今回新たに調査した明治中

後期（明治一七<sup>8</sup>、一八<sup>8</sup>、一九<sup>4</sup>、二〇<sup>1</sup>、二一<sup>9</sup>、二二<sup>1</sup>、二三<sup>1</sup>、二四<sup>1</sup>、二五<sup>2</sup>）の結果と比較検討し、雇用面での変化について観察する。

## 1 新入店者の数

まず、入店者の数について見てみると、幕末期には、例えば安政二年<sup>(1855)</sup>のように一年に一八人もの入店者のある年が見られる反面、禁門の変で京都が大火に見舞われた元治元年<sup>(1864)</sup>以降は入店者数が激減して年に二人程度となった<sup>(18)</sup>。

明治初期の入店者数は平均すれば年二、三人だが、入店者のまったくない年もある。明治初期に入店者数が減少したのは、恐らく維新後の産業化に伴って就業機会が増大したことに一因があるのではないかと思われる。当時の『日記』からは、大黒屋店主が社会情況に関しては不景気と諸物価高騰に憂慮し、大黒屋の経営に関しては商況悪化や人手不足に危惧を抱いていた様子が読み取れる。不景気や物価高に対する不安は庶民にとつてはより深刻な問題であったと考えられ、そうした社会情況の悪化が奉公する側に、奉公期間の長い商家の店員よりも現金収入の得られる職工などの道に進むことを後押ししたのではないかと推測する。

さて、明治中後期には『日記』の記述から一三四名の新入店者（店表の店員のみ。店裏は含まず）が確認でき、平均すると

表2 新入店者の出身地

| 出身地 | 人数(人) | %   | %    |      |
|-----|-------|-----|------|------|
| 滋賀県 | 高島郡   | 89  | 66.4 | 80.6 |
|     | 滋賀郡   | 3   | 14.2 |      |
|     | 蒲生郡   | 3   |      |      |
|     | 栗田郡   | 2   |      |      |
|     | 坂田郡   | 1   |      |      |
|     | 犬上郡   | 2   |      |      |
|     | 甲賀郡   | 1   |      |      |
| 京都  | 大津市   | 7   | 9.7  | —    |
|     | 郡部    | 1   |      |      |
| その他 | 市内    | 12  | 3.0  | —    |
|     | 奈良県   | 1   |      |      |
|     | 岐阜県   | 2   |      |      |
|     | 福井県   | 1   | 3.0  | —    |
| 不明  | 4     |     |      |      |
| 別家  | 5     | 3.7 | —    |      |
| 合計  | 134   | 100 | —    |      |

出所) 杉浦三郎兵衛著『日記』（同志社大学経済学部所蔵）の明治17～45年9月までの間の入店者を拾い上げて作成。なお、『日記』の欠冊部分は別資料（本文の注7）を利用した。

## 2 新入店者の出身地

一年に五人弱の入店者があったことになる。これらの新入店者については、それぞれの氏名・住所・年齢もしくは生年月日、親の名前等が明らかである。まず、出身地をみてみよう。

大黒屋では江戸期以来、初代の出身地であり、また、杉浦家と関わりのある江州高島郡（現、滋賀県高島市）とその周辺地域から奉公人が採用され、これが大黒屋の雇用面での一つの特徴をなしていた。表2は新入店者の出身地を示したものであるが、約八割が滋賀県出身で、なかでも高島郡出身者の数が突出している。ここから店員の採用地域については明治以前と変化

がないことがわかる。

### 3 新入店者の年齢と入店月

次に、入店年齢について見てみよう。表3は新入店者の生年月日、あるいは数え年等が記されていて年齢表記の仕方が統一されていないため、表3では全員を生れた年を一歳とする数え年に直して示した。その結果、入店年齢は一二〜一四歳に集中しており、平均入店年齢は二三歳となる。平均入店年齢一二・七五歳の江戸後期、一一・六歳の幕末期、一一・六歳の明治初期に比べると一歳程度上昇したことになるが、その要因としては学校教育の普及が指摘できる。また、明治初期と中後期とで平均入店年齢に差が見られるのは、小学校尋常科四年の義務化や日清戦争（明治二七〜二八年）後の教育熱の高まりにより就学率が上がったためと考えられる。それでもなお表3の入店年齢にはばらつきが見られるが、これは

表3 新入店者の入店年齢  
(数え年)

| 入店年齢 | 人数 (人) |
|------|--------|
| 11才  | 9      |
| 12才  | 35     |
| 13才  | 45     |
| 14才  | 19     |
| 15才  | 10     |
| 16才  | 1      |
| 20代  | 3      |
| 不明   | 12     |
| 合計   | 134    |

出所) 表2と同じ。

見られるが、これは各家庭の事情もあるのだろうが、小学校尋常科を終えた一三歳頃を最初の奉公開始時期とし、次が補

習科を終えた一五歳頃で、大体その前後に子供達は奉公に出たものと思われる。

学校教育が普及した様子は入店月の変化にもうかがえる。大黒屋では江戸後期〜明治初期には一年を通して奉公人が採用されたが、比較的新入店者の多いのが幕末期には二・三月と八月、明治初期には三月と九・一〇月で入店時期に二つの山があった。表4は明治中後期の新入店者の入店月を調べた結果である。通年の採用は認められるものの入店者は三〜五月に集中している。明治前期の小学校では入学日や卒業日を決めて一斉に入学・卒業させるといふ運営方式はとられておらず、全国の小学校で四月学年始が実施されるようになるのは明治二〇年代からで、小学校の「学年」が四月一日に始まり三月三十一日に終わると規定されたのは明治三三年の小学校令施行規則においてである。従って、明治一七年以降を調査対象とする表4の結果は、小学校を卒業した生徒の就職動向を表わしていると見てよからう。

表4 新入店者の入店月

| 入店月 | 人数 (人) |
|-----|--------|
| 1月  | 7      |
| 2月  | 3      |
| 3月  | 19     |
| 4月  | 44     |
| 5月  | 22     |
| 6月  | 10     |
| 7月  | 6      |
| 8月  | 2      |
| 9月  | 8      |
| 10月 | 8      |
| 11月 | 3      |
| 12月 | 2      |
| 合計  | 134    |

出所) 表2と同じ。

#### 4 学校教育と店内教育

入店年齢の調査結果からもう一つ明らかになったことは、大黒屋では明治期を通して一三〜一五歳位の小学校卒業者のみを採用していたことである。表3には二〇代の入店者が三名みられるが、これは事情により中途入店した杉浦家の親戚の子弟で高等教育の修了者ではない。

大黒屋で江戸期以来行われていた奉公人教育の方法は、小者のうちは商人に必須の読み書き算盤の習熟に励み、奉公に慣れると上輩の手代に付いて商業実務や商いに必要な専門知識の習得を行うというものであった。明治期の小学校では読物・算術・習字・書取・作文等を主な教育内容としていたから、小学校卒業者の採用は入店後の基礎教育にかかる店の負担を軽減したと言えるかもしれない。その反面、大黒屋のような業種（呉服商）では、明治中後期に至っても商業実務や専門知識の習得は店内での教育訓練に委ねられた。この点は明治三〇年に夜学校<sup>29</sup>を設けて英語・算術・地理・歴史・作文・習字などの店員教育に努めた高島屋でも、「呉服業に必須なる織物製造、加工、商品学、裁縫、商業地理、取引実務等に付、古参店員中に担当者を選び指導せしめたり<sup>31</sup>」とされる。店員の教育訓練が店内教育に依存された状況下では、それを円滑に機能させる点でも担当者である手代の不足が懸念されたに違いない。

### 三 昇進の変化

この節では、二節で見えてきた雇用面での変化が昇進制度にどのような影響をもたらしたのか。それを促進させた要因と別家制度の変化について見ていく。

#### 1 元服年齢

商家における昇進階梯の最初に位置付けられるのが元服の祝儀である。大黒屋では江戸期には奉公人が数え年の一六才頃<sup>32</sup>になると元服を祝い、幼名を改め、小者から若手へ格が上がった。また、元服の一年前には半元服が祝われた。維新後も元服・半元服の祝儀は店内で執り行われたが、明治中期以降の元服は中身に若干の変化が認められる。その一つが元服年齢の上昇である。明治初期（三〜一六年）の店員の元服年齢は江戸期と同様一六才頃<sup>33</sup>であったが、明治中後期（一七〜四五年）には一七〜一九歳頃へと上昇する。一七〜一九歳と元服年齢に幅があるのは、入店年齢に二、三歳の差がある店員に対して入店五年目に元服を一律に実施したためである。

元服年齢が上がった社会的要因としては、明治六年一月の徴兵令<sup>34</sup>や明治九年の太政官布告で満二〇歳を成年としたこと<sup>35</sup>

とがあげられる。けれども、商家における元服は、店員が一人前と認めるに足る素養や技量を身に付けているかどうかに判断の重点がおかれた。それらの素養や技量は入店後の教育訓練によって修得されたから、入店後四、五年の修業期間が見込めた明治初期（大黒屋の平均入店年齢一・六歳）には、一六歳に元服を行っても差支えなかったであろう。ところが、明治中期以降（同、一三歳）になると、従来通りの修業期間を確保するために元服年齢を遅らせる必要が生じ、その結果一三歳で入店、五年間の修業ののち一八歳で元服という基本線ができたが、と考えられる。

変化の二つ目は元服後の改名の廃止である。世間一般では明治期には元服後の改名は行われなくなるが、明治初期の大黒屋では旧来通りに実施された。これは元服という成人儀礼の社会慣習が商家では奉公人の昇進と結び付けられ、元服後の改名は一人前の手代になったことを周知する意味があったためである。しかし、大黒屋でも元服後の改名は徐々に減り、京都店での実施は明治二〇年が最後である。

こうして大黒屋では元服が昇進階梯の一段目として明治期を通して存続された。次では、商家の昇進制度と一体化した「登り」の制度の変化について見ていく。

## 2 「登り」の変化

「登り」は近江商人・伊勢商人・京商人などに見られた昇進に関わる制度で、入店後の勤続年数に従って奉公人に一定期間在所での休暇を与えたものである。「登り」を無事済ませることは昇進階梯を一段上ったことを意味し、大黒屋では江戸期以来、初登、二度登、三度登が行われた<sup>36)</sup>。そして、支配役を退役した者には退役登が行なわれ、これを済ませた者には大黒屋の別家となる<sup>37)</sup>ことが許された。では、明治中後期の「登り」の実施状況を見てみよう。

### 〈初登と二度登〉

元服を済ませた店員にとって昇進階梯の二段目に当るのが初登、次が二度登である。まず、この二つに焦点を当てて検討する。

明治一七～四五年までに実施された初登は、京都店二五名と東京石町店四三名の計六八名、二度登は京都店一名と東京石町店六名の計七名が『日記』の記述から確認できた。それらの実施年限を調べた結果、初登の六八名のうち入店時期と初登の実施時期が明らかかな三〇名は、明治一八～三二年までは入店後八年度に、三三年以降は七年度に初登が実施されていた。入店年齢がほぼ一三歳であるから、初登は三二年度までは二一歳頃、三三



年以降は二〇歳頃実施されたことになる。

次に、二度登の七名については、初登から何年目に二度登を実施したかを調べた。その結果、明治三〇・三一年に二度登を実施した四名は初登から七年目（入店後一五年目の二八歳頃）、三四年以降の三名のうち二名は初登から六年目（入店後一三年目の二六歳頃）に実施したことがわかった。残りの一名は八年目に実施していたが、これは実施を延引した旨が記されており例外的な事例と見られる。

つまり、大黒屋では明治三三年頃に、初登・二度登ともに実施年限がそれぞれ一年早められたことになる。この理由についてははっきりとは分らないが、<sup>(38)</sup> 目的の一端は兵役を考慮した「登り」の年限の調整にあったのではないかと思われる。次では、「登り」と徴兵制との関わりについて検討を進めたい。

### 3 「登り」と徴兵制の関係

明治六年（一八七三）一月の徴兵令は、満二〇歳になった男子は徴兵検査を受け、合格すると現役兵として入営するか、もしくは補充兵に組み込まれるというものであった。この明治六年の徴兵令には免役制が採られ、その中で大黒屋の店員にも関わりのあるのが一家の主人・嗣子・独子独孫・養子等には兵役を免除するという条項である。大黒屋では明治七年九月に、「徴兵常

備兵御規則、本年二十一年之者より二十五年ニ成候者、家主惣領を除、検査の上御召抱ニ仰出候事」とされたことから、京都店・東京石町店・東京本所店の右年限の手代には「先暇を遣つて親元本籍で書出し、検査の結果御用にならなかつた者は再勤させる段取りにした。<sup>(40)</sup> 徴兵検査に合格して徴集されることは店側としても、また店員にとっても不都合に違ひなく、この点に關しては明治初期には店員の入営に関する記述が『日記』に見られないことから、免役条項に該当する長男や養子等は兵役免除を願ひ出たものと見られる。

免役制は明治一二年（一八七九）の徴兵令の改正で一部変更され、一六年（一八八三）の改正では猶予制が<sup>(41)</sup> 残されたが、二二年（一八八九）の改正では猶予制も<sup>(42)</sup> 廃止となり、満一七歳（これは現役志願を許したものである）〜四〇歳までの男子すべてに兵役義務が課された。兵役制度は常備兵役（満二〇歳から現役三年〔海軍四年〕と予備役四年〔海軍三年〕の合計七年）・後備役（常備兵役終了後五年）・国民兵役の三種となった。それでも一年志願兵制や六週間現役兵制等の特権制度はあったが、これらは中学校以上の卒業者に資格が限定されており、店員が小学校卒業者に限られた大黒屋ではすべての店員が兵役に服すことになる。

このように国民皆兵が原則とされた明治中期頃から、大黒屋

では店員の徴兵検査や入営を勘案して「登り」の実施時期が調整されたのではないかと見られる。そう考える根拠は大正七年の杉浦商店店員規定<sup>(45)</sup>にある。この店員規定では、義務教育を終えた一四歳を入店年齢として四年間は見習店員、一八歳で准店員となり二年後の満二〇歳からは正店員となる(図2参照)。そして、正店員以上には昇進に等級制が採用され、正店員の年限は前半(三年間で等級は八等)と後半(三〜四年間で等級は七等)の合計六、七年とされている。つまり、先に述べた明治三三年以降の初登の一年繰り上げ(二〇歳⇨満一九歳での実施)の意図したところは、初登を満二〇歳の徴兵検査前に済ませることとあり、二度登については兵役の服役期間(満二〇歳から六、七年間)を視野に入れた年限の調整が図られたのではないかとと思われるのである。

#### 4 大黒屋における対応

##### 《離職予防策》

徴兵制の実施は当時の若者に次のような就業姿勢を醸成していた。それは、「年期奉公と称するのは、(中略)男子は二十一歳の徴兵適齢期までを先ず勤める期限と定めたものでした。其の後は心の許す範囲のお礼奉公と称した約一、二年を勤めたよう<sup>(46)</sup>です」というものである。兵役が当時の若者の離職の契機と

なったことが窺える。このような就業意識が生み出されるなかで、大黒屋では店員にどう対処したのであろうか。

その一つ目としては、元服を昇進階梯の一段目に位置付けて一人前の店員としての自覚を促し、そして、二段目の初登を徴兵検査前に実施することで店員に昇進の道筋を明示し、将来への目的意識をもたせようとする姿勢が窺える。

二つ目は、兵役に服役後、あるいは出征して除隊した後の店員に対する復職後の不安の除去に重点が置かれたようである。『日記』には明治初期から徴兵検査に関する記述が見られるが、実際に入営・出征等<sup>(47)</sup>の記述が頻出するのは明治三〇年以降である。日露戦争(明治三七〜三八年)に出征した店員も九名(内、戦死一名、戦病死一名、病気による召集解雇一名)見られ、無事凱旋帰国した者は、除隊後しばらく休息したのち大黒屋へ再勤している。これらの店員には入・退営の際に店から饞別や祝金が渡され、店員の方でも帰休中には京都店に向いて店との関係が切れないよう心掛けられた。けれども、店に顔を出す店員の行動というのは、裏返せば仕事や将来に対する不安の表われでもある。こうした不安への対応として、大黒屋では復職した店員には以前と同じ地位で同じ職務に就かせ<sup>(48)</sup>、また、兵役に服した期間や出征の期間を「登り」の年限、すなわち、勤続年数に含めることで昇進の際に不利とならないよう配慮した。事例

を挙げると、京都店の前川徳平は明治三三年（一九歳）に初登、三四年五月（二〇歳）に徴兵検査を受け、同年一月一日入営。三六年一月二〇日（二二歳）に退営したが、三七年五月（二三歳）には召集されて日露戦争に出征する。除隊後、三九年一月（二五歳）に京都店に復職して、四〇年三月三十一日（二六歳）には京都店の店頭を命じられ、四二年八月（二八歳）に退役して別家となった。二〇代前半を兵役と出征に費やした徳平の商人としての経験や業績は、江戸期の支配役に到底及ぶところではなかったろう。それにもかかわらず徳平の昇進が順調であるのは、服役中や出征中の期間が勤続年数に加味されたためである。

#### 《「登り」の形骸化と能力重視》

さて、右の対応で店員の店への定着を図り、服役後の不安は取り除けたとしても、今度は別の問題が生じる。それが店員の質の問題である。

従来、初登から二度登までの期間というのは、店員が実務経験を蓄積し専門的技量を練磨する重要な時期であった。しかし、この期間は二〇代の店員が徴兵検査を受け兵役に服する期間と重なる。職場を離れた店員に商人としての技量や知識が増すこととは見込めるわけもなく、商人としての能力・経験は、従来の「一度登」と二度登の年限に兵役の服役期間を含めた場合の「二

度登」とでは格段の差を生じたと考えられる。こうした熟練度の低い「二度登」を生み出したことが、結果的に、「登り」を軸とした昇進制度の形骸化に繋がったと見られる。

そうした状況下では、店側としても店員に対する評価の仕方を見直さざるを得なくなる。店員の経験（＝勤続年数）は重んじながらも同時に個々の能力や成績も重視し、店員の努力や成果を具体的な形で評価して勤労意欲を高めるための工夫がなされた。例えば、大黒屋では江戸期から店の利益を褒美金として「初登」以上の手代に分配していたが、これは明治期にも継続実施された。さらに、明治期には半期毎の決算報告の結果が良好な場合、褒美金に加えて特別賞が与えられた。ただし、これらは勤続年数により金額に差が設けられてはいたが「初登」以上の店員全員に与えられたもので、個々人の能力や成果を表彰したものではない。店員間の競争を積極的に促すような働きかけがなされたのか、その点は今後さらに調べを進める必要がある。

#### 四 別家格について

##### 1 番頭（のちに店頭）の退役年齢の低年齢化

ここで再度「登り」の検討に戻り、三度登と退役登についての変化を見ておきたい。

明治中後期の三度登については京都店・東京石町店ともに明確な実施の記録は見られず、東京石町店の店頭退役者の退役登に、「三度登り兼て」と記されていたのが唯一確認できたものである。また、番頭（＝店頭）の退役登は京都店・東京石町店合せて二四名の実施が確認でき、それらの在任期間は一～三年で退役年齢は二九～三一歳頃であった。

表5は大黒屋の各「登り」の実施年限と年齢を時期別に示したもので、これを図示したのが図2である。変化が際立っているのが支配役（明治期は番頭、のちに店頭）の退役年齢で、江戸後期から明治中後期の間に四〇歳から三〇歳頃へ、ほぼ一〇歳下っていることがわかる。いわば、店舗責任者の低年齢化である。明治期に三度登の実施が見られないのも、番頭（＝店頭）の退役年齢が江戸期の三度登の年齢よりも下がったことが理由と見られる。さらに、図2から分かるように、江戸後期・幕末期には存在した二度登から上の上級手代層は明治期には存在しない。つまり、明治初期の手代不足は単に数の問題ではなく、上級手代層の欠如という質的な問題を含んでいたことが見えてくる。

表5 「登り」の年限と実施年齢

| 時期<br>登り | 江戸後期                     | 幕末期                     | 明治初期                   | 明治中後期                 |                       |
|----------|--------------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|
|          | 天明2～天保12年<br>(1782～1841) | 嘉永2～慶応2年<br>(1849～1866) | 3～16年<br>(1870～1883)   | 17～32年<br>(1884～1899) | 33～45年<br>(1900～1912) |
| 入店年齢     | 11～12才頃                  | 11～12才頃                 | 11～12才頃                | 13才頃                  | 13才頃                  |
| 初登       | 入店後9年目<br>(20才頃)         | 同左                      | 同左                     | 入店後8年目<br>(21才頃)      | 入店後7年目<br>(20才頃)      |
| 二度登      | 入店後18年目<br>(29才頃)        | 入店後16、7年目<br>(27、8才頃)   | 不詳                     | 入店後15年目<br>(28才頃)     | 入店後13年目<br>(26才頃)     |
| 三度登      | 入店後24年目<br>(35才頃)        | 不詳                      | 不詳                     | 〔確認できず。一部、退役登を兼ねて実施カ〕 |                       |
| 退役登      | 入店後29年目<br>(40才頃)        | 入店後21～23年目<br>(32～34才頃) | 入店後15～17年目<br>(26～28才) | 入店後16年目頃 (29才頃カ)      |                       |

出所) 天明2年～明治16年に関しては本文の注11、拙稿「京都商人杉浦大黒屋の雇用と昇進－江戸後期～明治初期」の表8・4を使用。明治17～45年に関しては今回新たに作成。

注) 表中の天明2年～明治3年の間に欠落した時期があるのは、基礎史料とした『杉浦家歴代日記』（京都府立総合資料館所蔵）の当該部分が欠落していることによる。また、明治初期の二度登、幕末期・明治初期の三度登の欄を「不詳」としたのは、登りの実施数がわずかで実施年限や年齢が把握できなかったためである。

図2 「登り」の年限と実施年齢の変化、および「杉浦商店店員規定」

|     | 江戸後期<br>天明～天保期  | 幕末期<br>嘉永～慶応期                                      | 明治初期<br>3～16年                                   | 明治中後期<br>17～31年／32年以降              |                               | 大正7年8月1日<br>「杉浦商店店員規定」   |
|-----|---|--|---|------------------------------------|-------------------------------|--|
| 60代 |   |  |   |                                    |                               | 60才の2月で満期<br>(養老金を受け隠居)  |
| 50代 |   |  |   |                                    | ※勤番勤続<br>25年賞金                | 正通勤【2等：10年】<br>※永続賞(50才)   |
| 40代 |   |  |   |                                    |                               | 正通勤【3等：10年】<br>※勤労賞(40才)   |
| 30代 | 支配役退役<br>40才頃<br>支配役就任<br>36才頃<br>三度登<br>35才頃<br>支配加役就任<br>32才頃 | 支配役退役<br>32～34才頃<br>支配役就任<br>30～31才頃               |   | 宿這入り<br>准勤番(3年)                    |                               | 正通勤【4等：10年】<br>(29才～60才の2月迄)   |
|     | 番頭(=店頭)退役<br>29～31才頃  |  |   | 准通勤(別家)【5等：2、3年】                   |                               |  |
| 20代 | 二度登<br>29才頃<br><br>初登<br>20才頃                                   | 支配加役就任<br>25～31才頃<br>二度登<br>28才頃<br><br>初登<br>20才頃 | 支配役退役<br>26～28才頃<br>支配役・支配<br>加役就任 24<br>～26才頃* | 二度登<br>28才頃<br><br>初登<br>21才頃      | 二度登<br>26才頃<br><br>初登<br>20才頃 | 店頭退役 27才頃<br>店頭就任 26才頃【6等：半年～1年】<br><br>【7等：3～4年間】<br>↑<br>正店員 20才から【8等：3年間】 |
|     | 10代   | 元服(16才頃)<br>半元服(15才頃)<br><br>入店(11～12才頃)           |   | 元服 18才頃<br>半元服 17歳頃<br><br>入店 13才頃 |                               | 准店員 18才から【2年間】<br><br>見習店員【4年間】<br>入店 14才                                    |

注) ※印の賞は本文中で言及した褒美金・特別賞とは別である。

\* 明治初期の支配役と支配加役の就任年齢は24～26才の間で重なり合っている。

## 2 明治期における上級手代層の欠如

明治期にすっぽりと抜け落ちた上級手代層（江戸後期の二度登以上の手代）は、江戸期にどのような店役（Ⅱ店内での職務）に就いていたのであろうか。それを調べてみると、彼らが担当したのは買役や仕入役等の仕入業務であった。具体的に言えば、大黒屋における江戸後期の仕入は、支配加役と上級手代（Ⅱ店内順位で言えば支配加役のすぐ下に位置する手代）数名が、仕入地や布の種類別に分担していた。仕入役は商品に対する幅広い知識と高度な鑑識眼、仕入先と良好な信頼関係が維持できる人柄が必要とされ、また、仕入の巧拙が呉服店の利益を左右すると言われるほど責任の重い職務であったから、通常古参の手代がこれを担当したのである<sup>(50)</sup>。

明治期の京都店の仕入役に目を転じてみると、明治一三年の「仕入方」は支配加役の彦七が担当したが、一四年に行われた職階の改変（支配役から番頭（のちに店頭）への店舗責任者の呼称・地位の変更）後は、准勤番に「仕入方」の担当が申し渡された<sup>(51)</sup>。では、店舗責任者である番頭（Ⅱ店頭）は仕入れに關してどの程度の能力を持っていたのであろうか。二〇年一月の店役替えて「呉服太物仕入見習」を命じられた倉次郎は翌年番頭を申付けられており、三六年七月の店役替えては卯之助が「店頭仕入見習」を命じられている。要するに、明治中後期の番頭

（Ⅱ店頭）には仕入の見習い程度の知識・技量しかなかったのである。

## 3 別家年齢の若年化

明治一四年の職階の改変により新設された番頭（Ⅱ店頭）は、一〜三年の在任期間のち退役し、退役後は別家を許された。これは別家の若年化を招いた。これら若年の別家は知識・経験面では従来の別家には劣ったが店への忠誠心や帰属意識は高く、明治中期に国民皆兵が原則となるに至っては、兵役義務のある不安定な二〇代の店員よりも、確かで信頼のおける人材として重視されるようになる。彼らは「別家格」として主に仕入業務を担当した。仕入役としては未熟練な店頭退役者を別家に取り立てることで、自信をもたせ、勤労意欲を高めて仕入役としての技量の練磨と実践での活躍を狙ったものと見られる。

おわりに

ここまで明治中後期の雇用状況や昇進制度に着目しながら、大黒屋の別家制度が明治期にどのように変化してきたかを見てきた。その結果を以下にまとめる。

## 1、学校教育と徴兵制の影響

明治中後期の大黒屋では一三〜一五歳の小学校卒業生のみを採用し、商業実務や専門知識の修得は店内での教育訓練に委ねられた。年齢の目安としては一三歳で入店、五年間の教育訓練を経て一八歳で元服、徴兵検査前の二〇歳（満一九歳）で初登が一応の基本線だったと見られる。特に初登は、兵役義務のある二〇代の店員には修業の機会が激減したため、商人としての基礎訓練終了の証として重要度を増したと考えられる。

## 2、「登り」の制度の形骸化

初登の実施は、右に述べた他に再勤後の昇進の足掛かりを与える上でも意味をもった。しかし、二度登に関しては、兵役の服役期間を二度登の年限に含めたことで「登り」の制度がもった本来の意味―昇進と淘汰に関わる役割―を失わせた。さらに、番頭（Ⅱ店頭）の新設は店舗責任者の低年齢化をもたらし、その結果、番頭（Ⅱ店頭）の退役登は従来の三度登よりも若い年齢で実施されたため、これが三度登の事実上の廃止に繋がった。このようにして「登り」の制度は本来の意味を失って形骸化し、新たな昇進制度の策定に繋がったとみられる。

## 3、別家の若年化

明治期の別家制度に見られた新たな動きは若い人材の別家への取り込みである。彼らは主に仕入業務の担当として営業活動

の最前線に組み入れられた。この背景には、兵役義務のある不安定な二〇代の店員よりも、確かで信頼感のある人材の確保と店への定着が図られたものと思われる。

本稿では、明治期の新たな制度（学制や徴兵制）が別家制度に及ぼした影響の一端を垣間見ることができた。また、新たな産業の叢生、就業機会の増大は、商家に旧来の雇用制度や昇進制度の見直しを促し、別家制度を改革する契機となったこともうかがえた。明治期のこれらの変化が大正期へどうつながっていくのか、また、若手の別家の活動状況についても検証を加え、従来の別家との職務分担や地位などについても検討しなければならぬであろう。積み残した課題は多いが、それらは別稿を期したい。

## 注

(1) 大正期の別家制度に関しては、大正七年八月の「杉浦商店店員規定」（京都市歴史資料館所蔵「杉浦家文書」整理番号四三五）に別家の項目があり、この頃まで別家制度が維持されていたのは確かである。

(2) 拙稿「京都商人杉浦大黒屋の別家制度（1）」『社会科学』（同志社大学人文科学研究所）第七八号、二〇〇七年三月。拙稿「京都商人杉浦大黒屋の別家制度（2）」―勤番に関する検討―『社会科学』（同志社大学人文科学研究所）第七九号、二〇〇七年一〇月。

- (3) 明治一六年までを明治初期としたのは杉浦家内の事情による。すなわち、大黒屋七代杉浦三郎兵衛利為には三人の男子があり、長男利用(八代目)は元治元年(一八六四)、実弟の利貞(七代目の次男。九代目)に家督を譲渡して洛北に隠居し、また、実弟利永(七代目の三男)は分家杉浦次郎右衛門家の三代目当主となっていた。ところが、利永が明治一六年一月に病死したため、同一七年に利用一家は隠居所を引き払って三条の杉浦家本宅に戻り、杉浦家内の様子が大きく変化する。このような杉浦家の家内事情により明治一六年までを一区切りとした。
- (4) 大黒屋初代は内海清兵衛と言う人物で、杉浦美喜との結婚後杉浦に改姓。二代目は内海家の本家にあたる坂江五郎兵衛家の四男吉右衛門が継いで三郎兵衛と改名し、それ以降、大黒屋の当主は代々杉浦三郎兵衛を名乗る。(内海家や坂江家については、藤田彰典「京都商人大黒屋杉浦家の出自と系譜」『京都文化短期大学紀要』第九号、一九八八年。に詳しい。)
- (5) 杉浦利貞は明治八年九月に上京総区長に任ぜられ、同一二年郡区町村編成法による上京区長に就任。同二年四月退職。
- (6) 今回の調査期間(明治一七〜四五年)のうち欠冊の箇所は、明治一七年の一〜二月、同二三年・二四年・二七年・二九年・三〇年の七〜二月、同三一年一〜二月、同三二年一〜六月、同四〇年一〜二月である。
- (7) 補足資料としては、京都府立総合資料館所蔵の『杉浦家歴代日記』、及び、「竹下氏旧蔵京都関係文書(館古530)のうち杉浦家関連の日記類。東京大学法学部法制史資料室所蔵「杉浦家文書」に含まれる日記の仮記を利用した。
- (8) 大阪店は明治一三年五月に売却されており、閉店時期はそれ以前と見られるが時期は現時点でははっきりしない。大阪店については、拙稿「杉浦大黒屋大阪店に関する一考察―大坂における家屋敷の所有とその利用―」『社会科学』(同志社大学人文科学研究所)第四〇巻第一号、二〇一〇年五月。参照。
- (9) 大黒屋では京都店の東隣に久甫堂(明治六年三月二五日開店)という「西洋店」を開設。明治一一年四月には洋物商の鑑札を受けながら、同一三年五月に鑑札を返上して閉店した。
- (10) 店裏の奉公人には裏女、下女、下婢などと呼ばれた女子奉公人が含まれるが、雇用形態が異なるので本稿の検討からは除いた。彼女たちは本家杉浦三郎兵衛家と分家杉浦次郎右衛門家に住み込みで勤務し、それぞれの当主一家の家事全般を担当した。乳幼児の育児を担当した乳母も裏女と呼ばれている場合がある。なお、大黒屋の店表(Ⅱ店舗業務)に女性の勤務が確認できるのは大正期に入ってからで、職種は東京店の交換手(一名)である。
- (11) 拙稿「京都商人杉浦大黒屋の雇用と昇進―江戸後期〜明治初期」(安岡重明編著『近代日本の企業者と経営組織』同文館出版、二〇〇五年)二六五頁。
- (12) 京都市歴史資料館所蔵の「杉浦家文書」のうちの次のものを利用した。整理番号25「寛政元年己酉一月 婚義始終之記録」、整理番号22「文化六己巳年 宗仲禪定門遺物記録」、整理番号79「文政二己卯年 宗義居士遺物記録」、整理番号181「天保六年二月 婚姻諸方賀品贈答」、整理番号70「弘化四年丁未夏五月二十五日 恵観院百五十年忌諸事」、整理番号90



- 「嘉永四庚亥霜月 稲田氏結納之諸事・阿里入家諸祝儀之事」、整理番号211「安政五年九月 宗仲様五十年忌御法事」、整理番号166「慶応三年八月 妙行禪定尼五十回忌諸用」、整理番号21「明治元年戊辰冬十一月二日 宗義居士五十年忌御仏事」、整理番号92「明治五年二月 真統院百五十年忌諸事」、整理番号5「明治二十四年辛卯二月十六日 宗行居士百年忌御仏事」、二月引上 妙行禪定尼五十年忌御仏事」、整理番号175「明治三十年丁酉五月 恵観院二百年忌諸事」、整理番号3「明治三十六年癸卯年三月 貞享禪定尼遺物記録」、整理番号141「明治四十二年戊申九月 宗仲禪定門百回忌法事諸用」、整理番号216「大正元年十月 宗用禪定門遺物仮記録」、整理番号58「大正六年六月 妙仲様百回忌・宗用様十七回忌御法事仮記」、整理番号132「大正十一年二月八日 真統院本誓常固道有居士二百回忌仮記」。
- (13) 前掲、注11。二五四〜五頁の図8・1参照。
- (14) 「日本三府五港豪商資産家一覽」(明治二〇年七月)には、京都の五万円以上の資産家の中に「呉服商 杉浦三郎兵衛」の名がある。(出所、『明治期日本全国資産家地主資料集成4』柏書房、一九八四年。二五頁)。
- (15) 拙稿「京都商人杉浦大黒屋京店の店員組織・職制・昇進―江戸後期の事例から―」『社会科学』(同志社大学人文科学研究所)第七二号、二〇〇四年二月。
- (16) 拙稿「幕末期の杉浦大黒屋―江戸後期との比較検討―」『同志社商学』第五六巻第五・六号、二〇〇五年三月。
- (17) 前掲、注11。
- (18) 前掲、注16。七四〇頁の第2表、および七六一頁参照。
- (19) 前掲、注11。二五六頁の表8・1参照。
- 〔補足〕江州高島郡が大黒屋の奉公人供給地となった理由について…近江商人や伊勢商人が本家の所在地を中心とした地域から奉公人を雇用したことは知られている。この点について近江商人研究に豊富な業績のある上村教授は、人物に対する情報入手や身元調査が行き届く点、不祥事が生じた際の処置が容易で未然に防ぐ圧力にもなった点、奉公人同士の融和が図れる点等を指摘され、各地に出店を持つ近江商人にとって本家の所在地周辺から奉公人を雇用することが、出店の経営を委任するに足る信頼できる人物の確保という目的に最も適当な方法であったと分析しておられる。これは江戸に出店を持つ伊勢商人にも共通する。(上村雅洋『近江商人の経営史』清文堂出版、二〇〇〇年。五八五〜六頁)。京都に本店を置き江戸に出店をもった大黒屋の場合も、同様の理由で高島郡を奉公人供給地としたと思われる。しかしながら、大黒屋と近江商人の違いは、杉浦家が創業後間もなく京都に本家を置いた点にある。既述(注4)の大黒屋初代内海清兵衛は江州高島郡太田村の出身で、二代目を出した坂江家も同所に在住していた。よって、創業期の大黒屋の奉公人は初代清兵衛や二代三郎兵衛の知音や地縁を頼って高島郡周辺から雇入れられたものと推測する。けれども、杉浦家が京都を本拠としたことで、親類の坂江家は高島郡に在村したとはいえ、高島郡との繋がりは薄れたと考えられる。では、なぜ江州高島郡が長期にわたり大黒屋の主要な奉公人供給地であり続けたのだろうか。その理由として、大黒屋における別家の

居住地の規定を指摘したい。江戸後期の大黒屋には、新たに別家となった者に対し別家後の住居を京か在所のどちらかに定めるといふ取決めがあった。創業以来、大黒屋の奉公人は高島郡とその周辺地域から採用されていたから、別家後の住居として「在所」を選択した場合、高島郡内あるいはその周辺に居を構えることになる。その上、別家の子弟は大黒屋に奉公にあがることを慣わしとしており、それらが入店後順調に昇進し、別家となつて住居を在所とすれば再び高島郡に戻ることになる。この繰り返しが高島郡内における大黒屋の別家数の漸増につながった。もちろん、別家の子弟以外にも奉公人は採用されたが、それらは身元保証の確実性を期すため大部分が別家衆の親類縁者や知り合いの子弟、もしくは出入衆（＝大黒屋に出入りを許された小商人や職人）の子弟であつたから、それらの出身地も自ずと限定された。つまり、別家に対する居住地の規定が高島郡内に大黒屋の別家を増やし、さらに、上村教授の指摘された近江商人における「本家の機能」をこれらの別家達が果たしたことが、奉公人の高島郡出身者の集中という特色を生み出した要因と考える。なお、大黒屋の別家数、別家の種類、居住地の規定に関しては注2の拙稿「京都商人杉浦大黒屋の別家制度（1）」を参照されたい。

(20) 前掲、注11。二五四頁。

(21)・(22) 学齢児童の男子の就学率は、明治六年には三九・九%（女子を含めた平均就学率二八・一%）であるが、一六年には六九・三%（同、五三・二%）に上昇する。しかし、一七年以降は経済不況の深刻化により就学率が低下し、一八年には六五・八%

（同、四九・六%）、一三年は六五・一%（同、四八・九%）となる。この間、明治一九年の小学校令で小学校を高等科四年と尋常科四年に分け、尋常科四年を義務教育とし、さらに、日清戦争（明治二七～八年）後、国民皆教育が叫ばれ尋常小学校に二カ年の補習科を付設する学校が増えた。就学率も三〇年には男子八〇・七%に上昇した。三三年（男子の就学率九〇・六%）の小学校令で義務教育四年制が確立し、四一年（男子の就学率九八・七%）四月には尋常小学校六カ年の義務教育が実施される（出所、『学制百年史』記述編、文部省、一九七二年。第一章および、第二章）。しかし、本稿の検討対象期間にはまだ六カ年の義務教育修了者は含まれていない。よつて、大黒屋の明治一七～四五年までの新入店者については、小学校の尋常科を終えた一三才頃、次に補習科を終えた一五才頃が奉公の開始時期であつたと見られる。この点は大丸でも、「義務教育が布かれてからは、四年制であつた尋常小学校卒業者に限り、高等小学校出身は採用しなかつた」とされる。（出所、『大丸二百五十年史』株大丸発行、一九六七年。五七頁。）

(23) 前掲、注16。七四〇頁の第3表、および七六一頁参照。

(24) 前掲、注11。二五五頁。

(25) 江戸期の出替り期は、一季奉公は春、半季奉公は春秋二回で江戸では寛文八年（一六六八）より三月五日、九月五日に定められた。幕末期と明治初期に見られた二つの山は江戸期以来の出替り期に奉公人が採用されたことを示していると見られる。

(26) 海後宗臣監修『日本近代教育史事典』平凡社、一九七一年。二二六頁。

- (27) 前掲、『学制百年史』記述編、三一八頁。
- (28) 前掲、『学制百年史』記述編、一八〇頁。
- (29) 大黒屋では、明治一〇年一二月に京都で夜学が開業されたのに伴い、小者五名を入校させている。当時の夜学は初等・中等・高等の三級に分け、毎夜七時開始一〇時終了というもので、読物・算術・習字の三科は毎夜一時間宛。読物は中等で府県名・郡名・諸府令書、上等で地理初歩・三史略等の歴史類、算術は珠算を加えること随意、習字は京都町名・苗字抄・私用文・諸証券類があり作文も兼ね、官途必携、憲法類編も読ませるといふものであった(『京都府教育史』上 第一書房、一九八三年、四二九頁)。
- (30) 『高島屋百年史』一九四一年。八三〜四頁。
- (31) 前掲、注15。五頁。
- (32) 前掲、注11。二五八頁。
- (33) 『法令全書』明治六年一月一〇日の徴兵令で、満二〇歳になった男子は徴兵検査を受けて、合格すると現役兵として入営するか、もしくは補充兵に組み込まれた。
- (34) 『法令全書』明治九年四月一日、太政官布告四一〇号「自今満式拾年ヲ以テ丁年ト相定候條此旨布告候事」。
- (35) 江戸期に四度登が一例見られるが、これは例外的なものであつたと見られる。
- (36) 支配役の退役者以外でも、規定の年限を勤めて別家となることを許され自分家業を営んだ者は見られるが、それらは江戸後期には数名確認できるのみである。明治期に独立経営者となつた者は店頭を退役した後、自営の道を進んだ。
- (37) 『日記』明治三年二月一日の条では、店員の処遇等に関する新たな取極めがなされており、「登り」の年限についてもその中で話し合われた可能性がある。
- (38) 明治六年一月一〇日に出された徴兵令では、官吏や医学生等には兵役が免除されたが、免除の対象者には一家の主人・嗣子・独子独孫・養子等もあつた。また、代人料二七〇円を支払った者も兵役を免除されたが、商家の店員でこの方法をとった者はいなかったと考える。
- (39) 『杉浦家歴代日記』(京都府立総合資料館所蔵) 明治七年九月五日の条。
- (40) 『法令全書』明治二年一〇月二七日、太政官布告第四六号。
- (41) 『法令全書』明治二六年二月二八日、太政官布告第四六号。
- (42) 六〇歳以上の嗣子、承祖の孫、戸主、官立公立学校教員、官立大学・学校本科生徒などに徴集が猶予された。
- (43) 『法令全書』明治二年一月二二日、法律第一号。
- (44) 前掲、注1。大正七年八月の「杉浦商店店員規定」。
- (45) 畑富吉「五十年前の思い出を語る」一九六四年、ハタトヨ機料株式会社発行。九五頁。この本は、初代畑富吉が明治三〇年、京都西陣において家業の帯地織物業から転業して機道具屋(機料店)を創業し、それを受け継いだ畑富吉が青少年期にあたる明治期を回想したものである。
- (46) 日清戦争(明治二七〜二八年)に関しては、『日記』の明治二七年七〜一二月分が欠冊となっていることもあり、出征した店員がいたかどうかは不明。
- (47) 前掲、注1。「杉浦商店店員規定」(大正七年八月一日)の第

六条に、「兵役任務 兵役義務者ニハ入営ノ際規定ノ一時金ヲ給与シ入営中ハ無給ナレドモ満期帰店後ハ従前ノ席位ニ復ス」とあり、兵役を終えた店員は入営前と同じ地位で職場に復帰することが明記されている。「登り」の年限に対する配慮から考えても、明治期も同様の扱いがなされたと考えられる。

(49) 明治四一年二月の東京石町店の友岡新藏の例。

(50) 江戸後期の大黒屋の仕入役については、前掲、注15。一六〇一七頁参照。

(51) 前掲、『杉浦家歴代日記』明治一四年一月二五日の条、および『日記』明治一四年一月二四日の条。